## 令和4年宇治田原町議会運営委員会

令和4年11月28日 午前10時開議

## 議事日程

## 日程第1 令和4年第4回(12月)定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④再開日について
- ⑤常任委員会の日程について
- ⑥予算特別委員会の日程について
- ⑦特別委員会の日程について
- ⑧提出議案について
- ⑨選任同意に係る所信聴取について
- ⑩議事日程(第1号)について
- ①陳情書等について
- ②行政諸報告について
- (13)その他

日程第2 その他

1. 出席委員

 委員長
 9番
 馬
 場
 表員

 副委員長
 7番
 藤
 本
 英
 樹
 委員

 1番
 浅
 田
 晃
 弘
 委員

 4番
 山
 本
 精
 委員

 5番
 山
 内
 実貴子
 委員

- 1. 欠席委員 なし
- 1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

 副
 町
 長
 山
 下
 康
 之
 君

 総務担当理事
 奥谷
 明
 君

 企画財政課長
 村山和弘君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

 事 務 局 長
 矢 野 里 志 君

 庶 務 係 長
 重 富 康 宏 君

開 会 午前10時01分

○委員長(馬場 哉) 皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、 ありがとうございます。

本日の委員会は、令和4年第4回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

ここで、副町長より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長(山下康之) 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和4年第4回の定例会におきます議会運営委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。馬場委員長、また藤本副委員長のもと、各委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今年も、あと、もう1月余りというようになってまいりましたけれども、町の中では、 今、ころ柿づくりを一生懸命やっていただいている、そんな時期でございますけれども、 特に今日からは、寒さが厳しくなると、こういうようなことも報道で発表されておりま したけれども、そういった時期でございますので、委員の皆さんにおかれては、本当に 十分ご自愛いただきまして、引き続き、ご活躍いただくよう心から念願するところでご ざいます。

町の中では、今日、明日と、がんの検診をさせていただきまして、そして、また、コロナワクチンも5回目の方、また4回目の方、いろいろと随時、集団接種のほうをさせていただいておりますので、お願いしたいというふうに思います。コロナ禍も、第8波というようにも言われておりまして、町の中ではそんなに厳しい状況ではないものの、まだまだ予断の許さない状況でございますので、まずはしっかりと感染対策を引き続きお願いをしていきたいというように思っているところでございます。

また、谷口議長さんにおかれては、11月4日に突然お亡くなりになられて、訃報に際しまして、本当にびっくりしている状況の中、本当に、ご冥福をお祈り申し上げたいというように思っているところでございます。

そういった中、今、12月5日について、これから、議会運営委員会の中でご協議を いただくということにはなりますけれども、我々のほうから、お願いごとが1つござい まして、開会日の日に、亡くなられた谷口議長さんに開会の時間までに、できたら追悼 の辞、また感謝状の贈呈を奥様のほうにお渡しさせていただきたいというふうに思って おります。できたら、議会のほうからも、追悼の辞と、また議会のほうからの記念品の 贈呈も、亡くなられた、そして哀悼の意を表する中で、奥様へできましたら、お願いを したいというように思っているところでございます。

また、今度はご報告でございますけれども、11月1日に、急遽、町のほうの中でも、一部の人事異動を行いまして、今まで社会教育課長の塚本が長期休暇ということになっておりまして、業務のほうをやはり遂行をしっかりしていく上で、税住民課におりました課長補佐の岡崎貴子でございますけれども、11月1日付で社会教育課の課長補佐ということで、人事異動を行わさせていただきまして、課長の事務を兼ねる課長補佐ということで、12月5日の開会日の日には、議場のほうに出席をさせていただきたいというふうに思っております。そういった中で、町長の挨拶の後に、私のほうから紹介もさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、11月19日には、国道307号線の城山大橋の東側、水道管の300mmが 漏水を起こしまして、本当に、長山地域、また隠谷地域、それから禅定寺地域の皆さん には、大変ご迷惑をおかけする中で、何とか、工業団地、また緑苑坂、この辺について も節水を頑張っていただきまして、何とかいったものの、翌日の早朝には、復旧作業が 終わりまして、何とか、生活に支障のないように対応したところでございます。

今後も、そういういろんなところの、やはり点検も必要かと思いますけれども、地中に入っているのを、なかなか難しい点もございまして、すぐさま対応していきたいと、そのために近隣の市町村からも、たくさんの給水車で応援に来ていただきまして、そして、何とか住民の皆さんにも、ご協力いただく中で対応させてもらったということで、ご報告だけ申し上げたいというふうに思っております。

そして、12月議会には、町のほうからは15議案の提案をさせていただき、また1報告をさせていただきたいというふうに思っております。予算関係、条例関係、また人事案件もございます。後ほど、提案説明させていただきますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げまして、いろいろお願い事項も含めて、また、ご報告事項もさせていただく中で、どうぞよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。以上でございます。

○委員長(馬場 哉) ありがとうございました。

続きまして、浅田副議長。

○副議長(浅田晃弘) 委員長の許可をいただきましたので、先ほど、副町長のご挨拶の 中にもありましたように、谷口整議長の追悼演説等々を行いたく思っております。

議会といたしましても、定例会の開会前に、9時半から式を行いまして、そして追悼 演説、それから記念品をお贈りしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い いたします。以上でございます。

○委員長(馬場 哉) ありがとうございました。

今、説明ありましたように、12月5日は9時半から追悼演説、また追悼の黙祷等を 行うという説明でございましたので、皆さんよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、令和4年第4回(12月)定例会についてを議題といたします。

1番、署名議員について、事務局からお願いをいたします。矢野事務局長。

○議会事務局長(矢野里志) 改めまして、おはようございます。

会議録署名議員の指名でございますが、今議会につきましては、6番、上野雅央議員、 9番、馬場哉議員にお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(馬場 哉) 続きまして、2番の会期についてでございますけれども、日程は、 各委員の席に配付をいたしております。会期につきましては、12月5日から12月 19日までの15日間といたします。

続きまして、3番、諸報告について。議員派遣の件についてでございます。

報告といたしまして、11月1日、京都府町村議会議員研修会、お手元に配付しております資料のとおりでございます。

続きまして、陳情書3件、要望書2件についてでございます。

陳情書につきましては、1つ目、介護保険制度の改善を国に求める陳情書の件、2つ目、安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める陳情書の件、3つ目、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書の件でございます。

要望書につきましては、1つ目、商工会への支援及び財政援助の強化についての件、 2つ目、商工会の令和5年度予算措置の件でございます。以上につきましても、お手元 に配付のとおりでございます。

陳情・要望につきましては、後ほど取扱いについて協議いただきたいと思っています。 続きまして、4番、再開日についてでございます。

再開日は、8日木曜日午前10時から一般質問の1日目、9日金曜日午前10時から

一般質問の2日目、19日月曜日は午前10時から閉会予定でございます。

続きまして、5番、常任委員会の日程についてでございます。12日月曜日午前 10時より総務建設常任委員会、13日火曜日午前10時より文教厚生常任委員会を予 定しております。

続きまして、6番、予算特別委員会の日程でございます。予算特別委員会は14日水曜日午前10時といたしたいと思います。

この日程で、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 異議なしと認め、この日程で決定をいたします。

続きまして、7番、特別委員会の日程でございます。

議会活性化特別委員会を14日水曜日の予算特別委員会終了後に追加をいたします。 この日程でご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 異議なしと認め、この日程で決定をいたします。

続きまして、8番、提出議案についてでございます。当局より議案説明をお願いいた します。山下副町長。

○副町長(山下康之) それでは、私のほうから、今回お願いいたします提出議案について、議案番号順に順次ご説明を申し上げていきたいと思います。

まず、議案第44号、令和4年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)でございます。

これにつきましては、今回、8,753万3,000円の追加をお願いしていきたいと思っております。中身的には、後ろに補正予算の主要事項の調書、また、横表のほうの概要のほうをつけさせていただいておりますけれども、特に、人事院勧告に基づきまして、給与改定、これ、またあと、条例で出てくるわけでございますけれども、それと4月に人事異動等を行いまして、その辺に伴います職員の人件費の補正をはじめ、特に、電力、ガス、食料品等の価格高騰対策として、高齢者、あるいは障がい者施設等への電気料金の負担支援、また高校生世帯までの児童・生徒の保護者に対し、子ども1人につき1万円の町内共通商品券を配布する子育て世帯への家計応援、そういった事業や、あるいはまた小・中学校の3学期分の給食費を支援する事業などを補正させていただくものでございます。それぞれ主要事項調書なり、また横表の概要のほうに上げておりますので、今回8,753万3,000円の追加をお願いしたいというように思ってるとこ

ろでございます。

続きまして、議案第45号でございます。令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)でございます。

これにつきましては、人事院勧告に基づく給与改定、また人事異動等に伴う人件費の 補正、それと人間ドック等の委託事業費ということ、これを補正させていただいて、 250万円の追加をお願いしたいものでございます。

後ろに概要のほうを付けさせていただいておりますので、特に人間ドックの委託事業 費についても、非常に増えているということで、補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第46号、令和4年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第 2号)、これについては、これも人事異動及び人事院勧告に伴います給与改定のほう、人件費を補正するもので、また、それとシステムの改修に要する費用を抑制するものでございまして、補正額はマイナスの3万6,000円ということで、要は人がまた今までの給与等を受けているものよりも低い職員がいて、そういった差額が出ておりますので、それとシステム運営費ということですね、これについては18万8,000円の追加をさせていただいておりますけれども、人件費等で、マイナスのほうが出ておりますので、3万6,000円の減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第47号、令和4年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号) でございます。

これについては、人事院勧告に基づく給与改定、また、人事異動等に伴う職員の人件 費を補正する、それと併せまして、施設の非常に電気代がどことも上がっておりますの で、電気代の料金を補正するものでございます。

特に、収益的収入では、既定の予定額が2億9,710万7,000円、補正の予定額が619万7,000円、計が3億330万4,000円でございます。

収益的支出のほうでは、既定の予定額が2億8,936万8,000円、そこへ補正の予定額が1,240万7,000円と、計が3億177万5,000円でございます。 資本的支出のほうでは、既決の予定額が2億2,033万円、そこへ補正の予定額がマイナスの32万4,000円ということで、計が2億2,000万6,000円でございます。

続きまして、議案の第48号、令和4年度宇治田原町下水道事業会計補正予算(第1号)でございます。これも、人事院勧告に基づく給与改定、また、人事異動等に伴う職員の人件費の補正をお願いするものでございます。

これも後ろの概要のほうに、それぞれ収益的支出と資本的支出のほう上げさせていただいておりますけれども、収益的支出のほうでは、マイナスの24万3,000円、そして、資本的支出のほうでは、353万2,000円というようにさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、議案第49号、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてということで、これも、議会のほうからもいろいろと今日までご指摘なり、また、今の時代に合ったそういう対応ということも踏まえて、出ておりました住民の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資するために、押印の見直しに伴う関係条例の整備を行うものでございます。

契約とか、どうしても必要な部分については、引き続いて押印はしていくところでございますけれども、申請書類等々によって、これからもそういったネット等で申請ができる、そういうことも踏まえて、必要な部分については、もう押印については、もう軽減をしていくというようにやっていく中で、これ、一括で上がっておりますけれども、条例関係では、5つの条例に引っかかっておりまして、この条例の中のそれぞれの申請の様式に印と入っている部分、これはもう全部削除をしていきたいと、これ以外に規則というのはもう100何ぼあるわけでございますけれども、それについても、必要でない部分については、押印はもう見直しをして、廃止にしていきたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、議案第50号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。これは先ほど来、補正予算のところでも申し上げましたけれども、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、初任給及び若年層の給料を引き上げると、それと併せて 期末勤勉手当の支給月数を現行の4.30月から4.40月に改正をさせていただきた いというふうに思っているところでございます。

資料の条例の議案書の後ろに、それぞれ、概要のほうを付けさせていただいておりますので、また、ご熟視いただきたいというように思っております。

続きまして、議案第51号でございます。特別職の職員で常勤のものの給与に関する 条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これも同じく、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じて、所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、町長、副町長及び教育長の

期末手当の支給月数を、現行の3.25月から3.30月に改正するものでございます。 後ろに概要のほうを付けさせていただいていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第52号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これにつきましても、人事院勧告に基づきまして、特別職の国家公務員の給与改定に 準じて所要の改正を行うものでございます。改正内容は、議員の期末手当の支給月数を 現行の3.25月から3.30月に改正を行うものでございます。

続きまして、議案第53号、宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙に関する選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。 公職選挙法の施行令の一部が改正する政令の施行に伴いまして、所要の改正を行うも のでございます。

内容といたしましては、町議会議員及び町長の選挙運動の公費負担額について、国政 選挙に準じて同様の改正を行うものでございます。後ろに概要を付けさせていただいて おりますけれども、選挙運動用の自動車の使用とか、また、ビラの作成、ポスターの作 成、これについても、国に合わせて改正を行いたいというように思っているところでご ざいます。今までから、それぞれ、負担される内容がこれに応じて、単価のほうが改正 されておりますので、また、熟視いただきたいというふうに思っております。

続きまして、議案第54号でございます。宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例 を制定するについてでございます。

特に、印鑑条例につきましては、これは地方自治法の中、町でこれを条例で定めて、しなさいというようになっておりますので、それぞれ、町ごとに印鑑条例が制定されているというようなところでございまして、今回、改正をさせていただきますのは、特に、個人番号カードを利用してのコンビニエンスストア等に設置されている多機能の端末機から印鑑登録証明書を取得できるよう所要の改正を行うものでございます。今まででしたら、役場のほうにお越しいただきまして、印鑑登録カードを出していただいて、それによって印鑑証明を発行したというのが、今後、コンビニエンスストアでも多機能端末機が設置されているところから印鑑証明を上げることができますので、そういった辺りの条例を改正をさせていただくものでございます。

後ろに概要のほうを上げさせていただいておりますので、見ていただいて、利用の可能な時間なり、また、いろんな状況がそこに記載されておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、議案第55号、宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正 する条例についてでございます。

これについては、健康保険法等の一部を改正する法律が、それの一部が施行されることによりまして、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。概要のほうをつけさせておりますけれども、条文のほうが、ちょっと動きましたので、そういった辺りへの改正でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、議案第56号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これにつきましては、新名神高速道路の(仮称) 宇治田原インターチェンジ付近に、 建設が予定されている物流施設について、建物等の所在が城陽市域となることから、水 道事業計画を変更して、給水区域の拡張並びに給水人口及び給水量の最大値を時点修正 するため、所要の改正を行うものでございます。

後ろに、それぞれ、概要が付いておりますけれども、特に給水区域に、城陽市奈島池 ノ首14番の1ほか、これを加えていきたいというように思っております。また人口な り、1日の給水量についても、変更させていただきたいというふうに思っている、そう いった改正の条例の提案でございます。

続きまして、議案第57号、京都府市町村職員退職手当組合規約の変更についてということで、これは、京都府の市町村職員の退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡の広域事務組合が名称を変更する、そういったことに伴いまして、京都府の市町村退職手当組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いをするものでございます。

特に、名称、相楽郡広域事務組合を相楽広域行政組合、こういった名称に変えられた ことによって、それぞれの議会で変更に対する議決を受けるものでございます。

続きまして、議案第58号、宇治田原町公平委員会委員の選任についてでございます。 現在、公平委員の浅田昭兵氏の任期が本年の12月21日をもって満了となることから、その後任として、下岡雅昭氏を選任いたしたく、地方公務員法の第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

下岡雅昭氏は、城陽市のほうにお勤めになられ、特に、行政上は経験豊富な方でありまして、非常に誠実な方でございますので、町といたしましては、非常に公平委員としてふさわしい方ということで、議会の同意をお願いするものでございます。

続きまして、報告の第8号でございます。和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてということで、令和4年10月に、大山崎町の駐車場において、町職員が運転する町長車両が方向転換するために、駐車場の中でバックにして入ったところ、後ろに止まっておりました車に損害を与えたそういった事故に係る和解及びまた損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の規定事項として、専決処分をさせていただきましたので、議会に報告するものでございます。

常日ごろから、交通安全については常々申し上げているところでございます。今後、 こういったことがないように、引き続き、しっかりと交通安全に努めてまいりたいとい うふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上が、今12月議会にお願いいたします15議案、1報告でございます。どうぞよろしくお願い申し上げまして、それぞれ、また、同意なり、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。委員長、以上でございます。

○委員長(馬場 哉) 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。 ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 以上で、提出議案について終わります。

日程の9番、選任同意に係る所信聴取についてでございます。

申合せ事項であります選任同意に係る人事案件の所信についての聴取の有無について は、議会運営委員会において、協議、決定することとなっておりますが、公平委員につ いては招致を行っていないことから、今回についても、行わないことにしたいと思いま す。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 異議なしとのことですので、今回の公平委員の選任については、 所信聴取を行わないことに決定をいたします。

日程の10番目、議事日程(第1号)について、事務局から説明をお願いしたいと思います。矢野事務局長。

○議会事務局長(矢野里志) それでは、お手元に配付をさせていただいております令和 4年第4回宇治田原町議会定例会議事日程(第1号)につきまして、ご説明をさせてい ただきたいというふうに思います。

お配りをさせていただいております議事日程につきましては、日程第1から日程第

24が記載された通常のもの、それが1枚ございます。その次に、右肩に参考ということで記載をされた日程第24の下に追加・予定の日程が記載されたものが1枚、この2枚につきましては、開会日に議席に配付をするものでございます。

その次に、右肩に参考、議運のみ配付と記載をされ、ホッチキスで留められたもの、 こちらにつきましては、当初の議事日程に、その都度追加する日程のみを1枚ずつ後ろ に4枚つけさせていただいております。

その次に、議事日程以外の資料といたしまして、カラーで印刷をしましたA4の横版 の議事日程4まで追加した日程、こういうふうに変わりますという資料、それをつけさ せていただいております。

また、カラーのA3の縦の、人ごとのスケジュール、これが2枚付いております。また、A3の縦で2枚、議事日程(第1号)スケジュールをつけさせていただいているもの等が資料になっております。

議事日程につきましては、このA3の縦のスケジュールのほうをご覧いただきたいと 思います。こちらのほうで説明をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどありましたとおり、令和4年12月5日午前10時が開議でございます。

日程第1、会議録の署名議員につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、 6番、上野議員、9番、馬場議員にお願いをさせていただく予定としております。

日程第2、会期の決定でございますが、これにつきましても、先ほど委員長のほうからご確認をいただきました12月5日から12月19日までの15日間とさせていただきたいというふうに思っております。

日程第3、諸報告でございますが、まず、先ほどありました11月1日の京都府町村 議会議員研修会の議員派遣報告が1件ございます。また、お手元にお配りをしておりま す陳情書3件、要望書2件がございますので、後ほどご協議をいただければというふう に思っております。

日程第4、議長の選挙につきましては、11月4日に、谷口議長がご逝去され、この間、議長が欠けておりますので、選挙を行うものでございます。まず議場の閉鎖を行いまして、立会人の指名を副議長から行っていただきます。立会人については、2名以上と会議規則で決まっておりますことから、事前に2名の選任をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

立会人が指名をされますと、投票用紙の配付ということで、重富係長から投票用紙を 議席にお配りをさせていただきます。投票箱の点検は私が行いまして、その後、私が議 席番号と氏名を順次呼び上げをさせていただきますので、順番に投票をお願いをしたいというふうに考えております。投票のタイミングといたしましては、投票された頃に次の方のお名前をお呼びさせていただくことと予定をしておりますので、議席の右側から出ていただきまして、反時計回りで演台にある投票箱に投票し、自席に戻っていただきたいというふうに思います。なお、浅田副議長は議長席で最後に投票という形になります。皆さん同一の方向で統一をしたいというふうに思っておりますので、当日につきましては各議席のほうに、投票経路図のほうを置かせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

投票が終わりますと、立会にお2人に出てきていただきまして、私と3人で開票作業を行います。開票の結果が整いますと、副議長の方から選挙結果の報告をいただきまして、議場を開けることとなります。

そして、議長当選人が決まりますと当選の告知をしていただき、自席で当選承諾をしていただく形となります。その後、副議長から正式に議長交代を報告いただき、新議長は議長席へ、副議長は1番の席へ戻っていただく形となります。その後、新議長から議長において就任のご挨拶をしていただく形となります。

挨拶が終わりましたら、暫時休憩をかけられ、新議長と副議長と私は退場しまして、 議長室に向かいます。議長室で、浅田副議長から、新議長に辞職願いを提出していただ きます。

そして、副議長は自席に戻っていただき、新議長により会議が再開され、日程第5の 追加となります。日程の追加につきましては、本来であれば、その都度配るのですが、 議長の報告をもって日程を追加することができるというふうにされておりますので、議 長の報告により、その都度、追加日程については追加をさせていただきたいというふう に考えております。

日程第5、副議長辞職につきましては、浅田副議長がこの辞職の対象となりますので、 地方自治法117条の規定によりまして、除斥により退場をしていただきます。

辞職願を私が預かりますので、その辞職願を私が朗読をさせていただきます。そして、 会議に諮っていただきまして、辞職が許可されますと入場いただき、再度、1番の議席 へ座っていただくこととなります。新議長から振っていただきまして、次席で副議長退 任のご挨拶をお願いをしたいと思います。

ここまでが日程第5となるわけですけれど、もし、議長選挙の結果、副議長が議長に 当選をされた場合には、自動的に副議長が欠けることとなりますので、今説明しました 副議長の辞職願の提出でありますとか、日程第5の副議長辞職については、日程に追加 をされないこととなります。その場合については、以下の日程が1つずつ繰り上がる形 となりますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

日程第6、副議長の選挙につきましては、先ほどと同様に、議場の閉鎖を行いまして、 その後の流れは議長選挙とほぼ同じ流れになります。そして当選告知の後、一番下にな りますが、自席で当選承諾及び就任挨拶をしていただくことになります。

日程第7、議席の指定についてですが、申合せでは、1番は副議長、12番は議長というふうに決めておりますので、1番と12番の議席は固定をされます。そして、今回は11番を欠番といたしまして、残る2番から10番、この議席をくじにより決定をしていただきます。抽選につきましては、暫時休憩中に行いまして、まず、1から9まで予備抽選を行いまして、その後、本抽選により議席を決定をしたいというふうに思います。その後、再開をされましたら、私のほうから、新しい議席番号を朗読をさせていただきます。

それが終わりますと暫時休憩に入ります。この休憩中に事務局のほうで、新議席用に合わせて、臨時の標柱をかぶせさせていただきたいというふうに思いますので、その休憩の時に荷物の移動だけお願いをしたいと思います。

全員協議会①の説明につきましては、後ほどさせていていただきたいというふうに思います。全協①では、監査委員、常任委員会、議運、広報、全て決めていただきまして、本会議場に戻っていただきますと、日程8、9、10ということで、議長のほうから各常任委員会、議会運営委員会、広報委員会の委員を指名をいただきまして、その後に各正副委員長の結果を報告していただき、また、暫時休憩に入ります。

暫時休憩に入りますと、次の2ページ目の右上、全員協議会②ということで、こちらも議員のみでございますが、城南衛管、後期高齢、地方税機構の各議員を選出いただき、その結果をまた本会議場に戻って、再開後、日程第11、12、13ということで、指名推選という形で、それぞれ、2名、1名、1名を議長から指名をいただくという形になります。

その後、暫時休憩に入ります。お昼には、少し早いかもしれませんが、その場合は議場での写真撮影のほうを行いたいというふうに思います。

お昼の休憩中に、追加提出議案であります監査委員の選任についての議案書を準備するとともに、その監査委員の議案では採決も行いますことから、システムの議席変更設定等を行いたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

再開後、町長から挨拶をいただきまして、先ほどもありました。副町長の方から 11月1日付の人事異動者の紹介をいただきまして、日程第14、議案第59号、監査 委員の選任についてを追加をし、こちらは町長の提案というふうになりますので、議選 監査委員さんには、対象者ということで、除斥退場をいただきまして、町長からの提案 説明、質疑、討論を省略しまして採決。それで、監査委員が決まりますと、監査委員さんには入場をしていただくこととなります。

そして、ここからが、本来の町提出議案等になります。

日程第15、報告第8号、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告でございますが、 町長より報告をしていただく予定としております。

報告案件になりますので、報告のみという形で対応をしたいというふうに思います。

日程第16、議案第58号の公平委員会委員の選任につきましては、町長から提案説明をいただきまして、先ほどお諮りいただきましたように、招致しないことというふうになりましたので、開会日の議事日程が終了した後、全員協議会③を開催をいただきまして、協議をいただきたいというふうに考えております。質疑、討論、採決は最終日に予定をしております。

次に、日程第17から日程第24までの一般会計、国民健康保険、介護保険、水道、下水道の5件の補正予算及び補正予算に関連いたします議案第50号から52号の給与条例等の改正3件の合計8議案につきまして、一括提案を予定をしております。

この8議案につきましては、予算特別委員会に付託を予定をしており、付託前質疑後、 付託をさせていただきたいというふうに考えております。

日程第25から日程第30までの条例関係5議案、一般議案1件の合計6議案につきましても、一括提案を予定をさせていただいております。この6議案につきましては、お手元のほうに付託議案の一覧をお配りをさせていただいておりますが、議案第49号、53号、54号、56号、57号の5議案については、総務建設常任委員会へ、議案第55号の1議案につきましては、文教厚生常任委員会へ、それぞれ付託を予定をしております。いずれにつきましても、付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えてるところでございます。

以上、追加予定を含めました議事日程第1号についての説明は以上でございます。 続いて、1ページ目に戻っていただきまして、全員協議会についてです。

全員協議会①でございますが、こちらでは、新しい議長が決まっておりますので、新 しい議長のもとで会議を開催をしていただくこととなります。監査委員につきましては、 原田議員には、12月5日付の辞職願を町長に提出をしていただくこととなります。そして、議案書の作成の関係から、日程第1で監査委員を選任をいただきまして、日程第2では、常任委員会委員の選任ということで、希望調書をお渡しをさせていただきまして、回収をさせていただき、それぞれの常任委員会、6人と5人ということに分かれていただくのですが、うまく分かれない場合は、そこで協議をいただいて、決定をするということになります。

総建と文厚に分かれますと部屋を分かれていただきまして、総建委員になられる方は この委員会室で、文厚委員に所属される方につきましては、隣の執務室4、5のほうへ 行っていただきまして、そちらで、年長の委員さんを中心に、正副委員長、また議運の 委員、そして広報委員等の選任をしていただくこととなります。

それが終わりますと、こちらへ戻ってきていただきまして、そのなられた委員長から、まず委員長は私です、そして副委員長には誰々委員となりました、という報告を受ける形となります。

次に、議会運営委員会の選任になりますが、その時に、議会運営委員会の委員の報告も受けますので、今度は議会運営委員になられた5人の委員さん、議長、私と、議員執務室のほうに行きまして、そこで正副委員長を決めていただきまして、また委員会室に戻ってきていただいて、今度は議会運営委員会の委員長になられた方が、私が委員長で副委員長が誰々ですというような報告をいただきます。

その後、また、広報委員会の委員になられた方6人と、議長と私が、また部屋を出まして、議員執務室で正副委員長を決めていただいて、戻っていただいて報告というような流れで、順番に常任委員会、議会運営委員会、広報委員会と行いまして、そして最後に、議長のほうから、それぞれの委員会の委員長、副委員長の再度の確認をしていただきまして、本会議場に行くというような形になります。

そして、全員協議会②につきましては、衛管のお2人と後期高齢、税機構のお1人ず つを決めていただきまして、本会議場で指名推選という形で進めていただくような形と なります。

以上が、全員協議会の流れになります。簡単ではございますが、議事日程(第1号) 等の説明に代えさせていただきます。

○委員長(馬場 哉) 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。ございませんか。

演台に出てくる道順については、議場で配付してくれるということですね。

方向としては反時計回り、その説明も議席に配付されるということでございます。 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ないようでございますので、議事日程(第1号)については終わります。

続きまして、11番、陳情書等についてでございます。

お手元に配付しておりますが、陳情書3件、要望書2件の受付をしております。

陳情書につきましては、1つ目、介護保険制度の改善を国に求める陳情書、介護保険制度は、施行22年が経過する中、政府は介護保険見直しの検討を進めており、負担増と給付削減の提案が予定されております。また、新たな介護従事者の処遇改善が開始されておりますが、全産業平均給与との差を埋めるにはほど遠い水準であります。

利用者、介護事業所・従事者が直面している困難の早急な打開と、介護保険制度の立て直しが急務であり、経済的な心配をせず、必要な時に必要なサービスを利用、提供できる制度への転換を求めるため、国に対して意見書を提出願いたいというものでございます。

これにつきましてどのように対応すればよいか、検討をお願いいたします。山本委員。 〇委員(山本 精) 今、ここに書かれているように、確かにこの介護保険の改正がされるということになってくるわけですけれども、中には、そういう点でいえば、利用者負担も増えてくるし、介護従事者の賃金の問題も増えて、いろいろと問題があると思うので、これについては、ほんまに介護従事者ないし利用者が負担にならないような形でするべきやと思いますので、陳情書を上げてもいいかなというふうに思いますけれども。陳情書を上げるようにしてもらいたいかと。

○委員長(馬場 哉) 意見書を提出願いたいということですね。

今、山本委員のほうから、意見書を提出したらどうかという意見がありましたが、ほ かの方、いかがでしょうか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前10時55分

○委員長(馬場 哉) 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

ただいま、山本委員のほうから、1つ目の陳情書につきましては、議員でも意見書を 提出したらどうかという提案がございましたので、山本議員のほうで対応をしていただ きたいというふうに思います。

続きまして、2つ目、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める 陳情書でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療崩壊や介護崩壊が現実となっており、 感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進国と比べても圧倒的に少ない医師や、看護 師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因であります。

自然災害時の対応や新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求める等、国に対して意見書を提出していただきたいというものでございます。

これにつきましては、どのように対応すればよいか、検討を願いたいと思います。山 本委員。

- ○委員(山本 精) 先ほどもありましたけれども、ここに書かれているものも、そのものも、やっぱり本当に、この間のコロナの問題で言えば、宇治田原町は関係なかったとは思うんですけれども、やっぱり医療体制の充実が求められますので、この間、ずっと保健所なんかも、どんどん減らしてきているので、そのことについては、増やすというような方向性で、やっぱり意見書について出したらどうかなと思いますけれども。
- ○委員長(馬場 哉) だたいま山本委員のほうから、これにつきましても、意見書を提出したらいいのではないかということで、それにつきましても、先ほどの意見書と同じように、山本委員のほうでご対応願えるということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ではそのように対応よろしくお願いいたします。

続きまして、3つ目、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を 求める意見書の提出を求める陳情書でございます。

感染対策を徹底しながら子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも、保育士増員が急務となっている。

国は2023年4月にこども家庭庁を設置予定であることから、保育関係予算を大幅に増やし、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員、処遇の改善を国の責任で進めるよう、国に対して意見書を提出願いたいというものでございます。

これにつきましても、どのように対応すればいいか、検討をお願いいたします。山本 委員。

- ○委員(山本 精) これについても、同様に意見書を提出してはどうかというふうに思います。
- ○委員長(馬場 哉) ただいま、山本委員のほうから、これにつきましても、意見書を 提出してはどうかということですので先ほどと同じように、山本委員のほうで対応をよ ろしくお願いしたいと思います。

以上で陳情書については、終わりでございます。

続きまして、要望書、商工会への支援及び財政援助の強化について。商工会への財政 措置について、京都府小規模事業経営支援事業費補助金相当額の2分の1以上の予算を、 令和5年度に予算計上等についての要望書が提出されております。

2つ目、令和5年度予算措置についてでございます。府小規模事業経営支援事業費補助金の2分の1以上の支援、需要(販路)拡大応援事業の継続拡充、地域振興事業費に対する支援、コロナ対策企業応援補助金の継続並びに創業支援補助金の継続、プレミアム商品券の継続販売、町独自融資制度の創設、町商工センターの改修等についての予算に関する要望書が提出されております。

どのように対応すればよいか検討を願います。

ちなみに、町商工会等の要望書につきましては、毎年提出されておりまして、議場配付としているものでございます。

意見がないようでございますので、5日に議場配付することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ご異議ないようでございますので、5日に議場配付といたします。 暫時休憩します。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時03分

○委員長(馬場 哉) 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

先ほど、陳情書につきましては、山本委員より、意見書を提出すればどうかということで発言ございましたので、それにつきましては16日金曜日の議会運営委員会で、提案と説明をしていただくと、それから、19日の本会議前に、議員協議会を開催して、議員の皆さんに説明をしていただき、閉会日の議場で採決をするという流れで確認をさせていただきたいと思います。藤本副委員長。

○副委員長(藤本英樹) それやったら、19日の朝に議員協議会を開くよりも、16日

の議会運営委員会が終わった後に、そのまま議員協議会を開くという流れのほうがいい かなと思ったんですけれども。

○委員長(馬場 哉) 暫時休憩します。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時11分

○委員長(馬場 哉) 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

先ほど意見書を提出すればどうかというご意見がありましたので、もし、意見書が提出されるようであれば、16日金曜日の議会運営委員会で説明をしていただくと、それに、2日、日にちを置きまして、19日の閉会日の会議前に議員協議会を開催して、議員間で協議をすると、後に採決しなければならないようであれば採決をして、意見書を提出すると、そういう流れになりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、12番の行政諸報告について、全員協議会での報告内容について説明を お願いしたいと思います。奥谷理事。

○総務担当理事(奥谷 明) それでは私のほうから、全員協議会におけます報告内容、 またご説明させていただく項目についてお願いを申し上げたいと思います。

まず、開会日の12月5日でございますけれども、現時点では、町行政側のほうから ご報告をさせていただく案件はございません。

そして、12月19日最終日の全員協議会で、ご説明、ご報告申し上げたい点が3件 ございます。

1つ目は、宇治田原町第6次行政改革実施計画に係かります第4次のローリング及び第7次、来年度からの計画期間を予定いたしております第7次の行政改革大綱(案)、これにつきまして、ご説明をさせていただきたいのが、まず1点。2つ目が建設工事等請負契約の状況についてということで、1,000万円以上の工事請負契約のご報告をさせていただきたいと思います。そして、3つ目が、例年、12月の全員協議会でご説明をさせていただいております宇治田原町の財政状況についてということで、今後の財政シミュレーションにつきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

以上3件のご説明を最終日閉会後の全員協議会でお願いを申し上げたいと思います。 以上でございます。

○委員長(馬場 哉) ただいまの行政諸報告につきましては、開会日の12月5日の全 員協議会は行政側からの報告案件なしとのことですので、公平委員の人事案件のみの全 員協議会とし、閉会日の12月19日の全員協議会では1つ目、宇治田原町第6次行政 改革実施計画に係る第4次ローリング及び第7次行政改革大綱(案)について、2つ目、建設工事等請負契約の状況(1,000万円以上)について、3つ目、宇治田原町の財政状況(財政シミュレーション)についてを報告願うことといたします。

13番、その他、一般質問についてでございます。一般質問の受付は、明日29日火曜日午前8時30分から、30日水曜日午後5時となっております。抽選につきましては30日水曜日午前9時に行います。

また、今後の予定でございますが、12月16日金曜日午前10時から議会運営委員会を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

その他、12月定例会について何かございませんでしょうか。

先ほど説明がありましたけれども、開会日の立会人の指名について、浅田副議長の方からよろしくお願いしたいと思います。

- ○副議長(浅田晃弘) 選挙の立会人でございますけれども、山本議員と榎木議員にお願いしたいなと思っているところでございます。
- ○委員長(馬場 哉) 今、浅田副議長のほうから、選挙の立会人は、山本議員と榎木議員にお願いしたいということでございます。

その他、12月定例会について、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ないようでございますので、定例会についてはこれで終了いたします。

日程第2、その他、何かございましたら、ご発言を願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 当局のほうは。

(「特にございません」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ないようでございますので、これをもちまして、第4回定例会の 議会運営委員会を閉会をいたします。

皆さん、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉 会 午前11時17分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 馬 場 哉